

障がい者委託訓練を実施してみませんか！ (実践能力習得訓練コース)



- 障がい者雇用を進めたいが、どうしたらよいのだろう…？
- 障がい者雇用のノウハウがないので、いきなり雇用するのは不安がある。
- どのような業務が出来るのだろうか…？

このような想いを抱いておられる事業主の皆様にお勧めします！

委託訓練（実践能力習得訓練コース）とは？

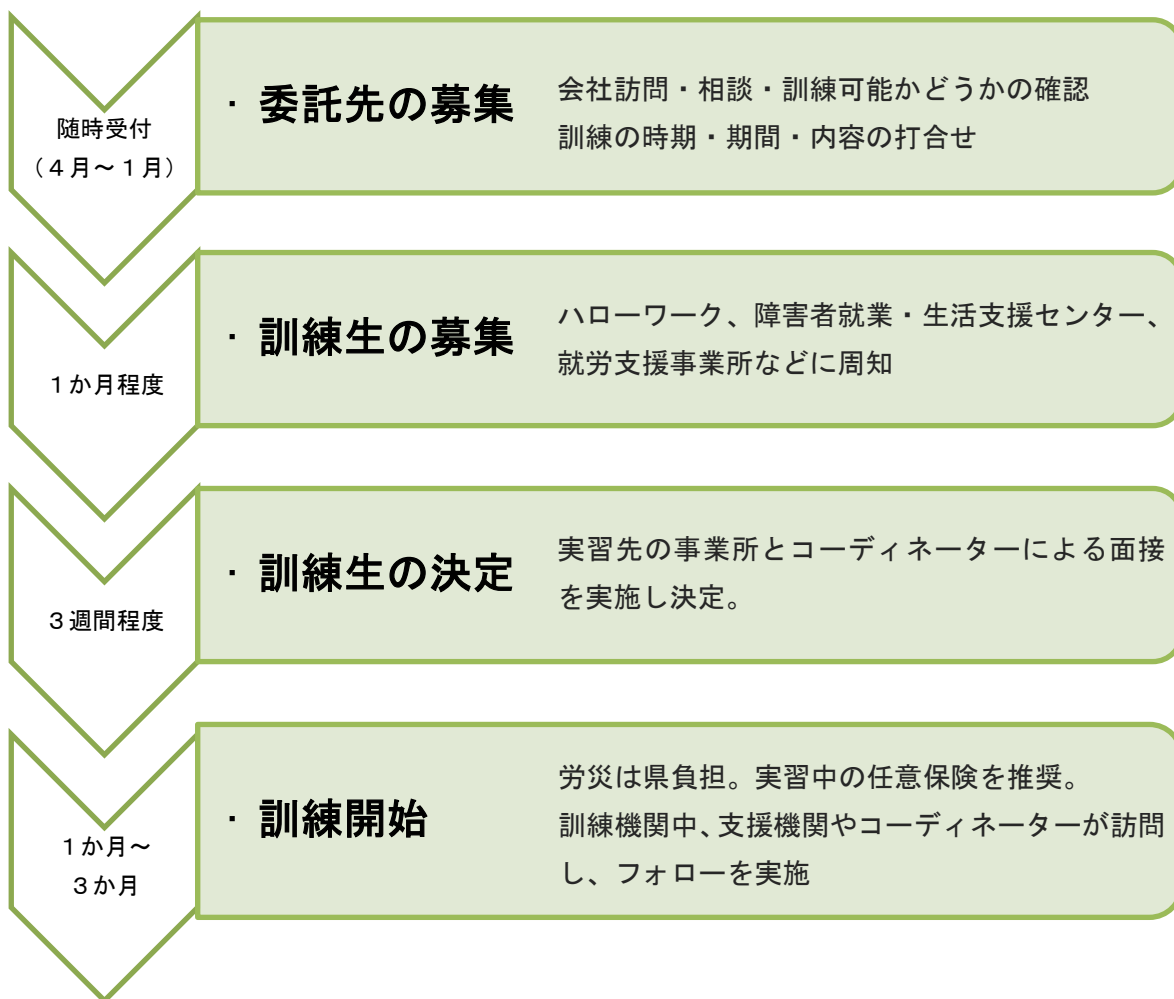
障がいのある方が、訓練先として県より委託された事業所（企業、NPO法人、社会福祉法人等）の現場において、実際の作業実習を行い、就労に必要な知識や技能を身につけることで、雇用を促進していく訓練です。

※訓練の依頼を受けて、委託契約を結びます。

訓練概要

対象者 (訓練生)	障がいのある方（障がい種別は問いません）で、ハローワークに求職申込を行っており、訓練を受けることにより、就労が見込まれる方
訓練期間	標準 3 か月（1 か月または、2か月の訓練も可能）
訓練時間	月 100 時間前後（下限：60時間） ※訓練事業所（作業内容）や訓練生の状況により、期間や時間の設定を行います。
訓練内容	事業所現場で、業務内容に沿った作業実習を行い、より実践的な職業能力の習得を図ります。 ※現場で作業の切り出しを行うことにより、現従業員の業務遂行がスムーズになるような補助作業など (例：食品製造加工、リネン作業、清掃作業、製材補助作業、介護補助作業など)
委託料	訓練受託事業所には、訓練修了後委託料が支払われます。 ※訓練生 1 人/月額 中小企業：90,000円（税別） 中小企業以外：60,000円（税別）
その他	<ul style="list-style-type: none">• 訓練中の事故などに対して、労働災害保険（公費負担）と災害損害保険（個人負担）に加入します。• 訓練中は賃金の支払いは必要ありません。• 訓練後の雇用義務はありませんが、雇用に向けての相談もいたします。

障害者委託訓練の流れ



事業所にお願いすること

- ・ 訓練の実施（作業の指導や、挨拶・報連相などの指導）
- ・ 出席管理及び報告書作成
- ・ 振り返りと評価

訓練受託事業所は随時募集しています！
お気軽にご相談ください



お問い合わせ先

宮崎県障がい福祉課 就労支援担当
障がい者職業訓練コーディネーター

☎ 0985-32-4471